

## 第8期 第6回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年1月10日(水) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員(14人)
4. 欠席委員(5人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程
  - 議案第16号 農地法第3条の許可申請について (4件)
  - 議案第17号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (2件)
  - 議案第18号 農地法第4条第1項の許可申請について (2件)
  - 議案第19号 農地法第5条第1項の許可申請について (1件)
7. 農業委員会事務局職員(3人)

## 8. 会議の概要

### ○事務局長

皆さん、ご起立ください。あけましておめでとうございます。

姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。本日から令和5年12月22日付で新しく西岡、志津川地区の農業委員に就任された〇〇委員にご出席していただいておりますので、就任のご挨拶をお願いいたします。

### ○委員 〇〇委員

就任挨拶

### ○事務局長

〇〇委員ありがとうございました。

それでは総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中14名です。4番 〇〇委員、5番 〇〇委員、8番 〇〇委員、9番 〇〇委員、12番 〇〇委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は下林の〇〇推進委員が出席しております。それでは〇〇会長、開会をお願いします。

### ○議長（会長）

皆さん、改めましてあけましておめでとうございます。

今年は年明け早々能登の大地震、航空事故のニュースがございました。また今年は農業農村基本法の改正がございまして、農業委員会にも負担を求められる場面が増えてくると懸念しております。その一つが地域計画の作成。東温市では先行5地区で進めておりますが、今後地域の話し合いをしっかりとやっていかなければならないと感じております。国は2030年度に397万haの農地を守ろうという計画がございます。これは日本の食料を安定的に供給する最低の水準であります。年々農地は減少傾向にありまして、そのなかで食料農村基本法の改正と地域計画の策定が非常に重要になってくると思っております。とにかく地域の農業は地域で守ってくださいというのが国の言い分ですので、農業委員と推進委員は非常に大変になってくると思いますが、体に気をつけながら地域でご活躍をお願いしたらと思います。よろしくお願いします。

今回の議案は9件となっております。

それでは只今から第6回農業委員会を開会いたします。

まず、本日の議事録署名人ですが、16番 〇〇委員さん、17番 〇〇委員さん、よろしくお願いします。

議案審議に入っていきます。まず、議案第16号農地法第3条の許可申請について、4件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

### ○事務局

議案第16号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 松山市〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1, 375㎡です。権利内容は、持分3分の2を贈与です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックです。労働力は、本人、父の常時2人です。耕作面積は10, 372㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、事務局にて確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明いたします。地図4ページをご覧ください。場所は〇〇の南側で〇〇の東側です。譲渡人の〇〇さんは譲受人の〇〇さんの叔母でして、以前から申請地については同居している父の〇〇さんと一緒に耕作しております。譲渡人は体調不良により農業もあまりできないことから贈与することになりました。

〇〇さんは大学時代から父の農業を手伝っており、農作業歴は10年となっています。職業は医者ですが、休日は農業に従事するとのことです。また、父と一緒に農業に従事するため、勤務日は父が代わりに農地を管理するとのことです。特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたかと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、458㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は贈与です。作付作物はイチゴ、果樹です。主な農機具の保有状況は、管理機、噴霧器です。労働力は、本人、夫の常時2人です。耕作面積は117㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図5ページになりまして、〇〇の南の農地です。譲渡人と譲受人の関係は親子でして、ちょうど〇〇さんの娘が申請地の横で家を建てており、〇〇さんの土地を貸借しております。今回は〇〇さんの農地を〇〇さんが耕作することから申請があがってきました。特に問題ないと思いますのでよろしく審議お願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目、4番目の案件につきましては、譲受人が同一ですので一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 松山市〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、902㎡。外6筆で計7筆。合計面積は7,345㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕うん機、バインダー動力噴霧器です。労働力は、本人、妻、子の常時3人です。耕作面積は76,034㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

続きまして、4番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、902㎡。同所〇〇番〇、田、594㎡。計2筆で合計面積は1,496㎡です。権利内容は売買です。作付作物以下は同じです。よって、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。3番の案件につきまして譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんの関係は妹と兄でして、相続で〇〇さんが取得されましたが、耕作自体は以前から〇〇さん

がしておりました。圃場もきちんと耕作されていることから問題ないと思います。

4番の案件につきまして申請地は元々〇〇さんの所有地でしたが、売買で一度〇〇さんに売却しております。一時は〇〇さんが耕作しておりましたが、数年前から〇〇さんが耕作しておまして、今回は〇〇さんが〇〇さんに売買することで話がまとまりました。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第17号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について2件を議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第17号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明します。

農用地区域からの除外の案件となります。5番 所有者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。申出者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番の一部、田、423㎡の内269㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。転用目的は農家住宅。開発許可は不要で、転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますが、本日欠席ですので事務局より、確認結果の報告をお願いします。

○事務局

地図10ページをご覧ください。場所は〇〇の西側で、〇〇番地の一部を分筆して農家住宅を建てることを目的としております。申出者の〇〇さんは所有者の〇〇さんの長女の娘の旦那です。現在は〇〇の借家住まいですが実家が〇〇にありまして、実家の近くに農家住宅を建てて農業経営を手伝っていくとのことで申請があがってまいりました。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして6番目の案件につきまして、事務局より説

明願います。

○事務局

用途区分変更の案件となります。6番 所有者、申出者ともに 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番の一部、田、1, 466㎡の内198㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地。転用目的は農業用施設用地で農業用倉庫です。開発許可は不要で、転用許可も不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますが、本日欠席ですので事務局より、確認結果の報告をお願いします。

○事務局

地図11ページをご覧ください。場所は〇〇の南側で〇〇の北側です。申請地〇〇番の公簿面積は1, 466㎡と広い土地ですが、その一部を200㎡未満に区切って、農地法第4条許可不要、農業用施設用地農業用倉庫として利用しようとするものです。農業委員の〇〇委員に話を伺いましたところ、〇〇さんの自宅敷地内に農業用倉庫がございましたが、娘さんが家を建てるとのことで農業用倉庫を壊して、申請地に農業用倉庫が必要となったので新たに建てるとの話を伺っております。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

続きまして議案第18号、農地法第4条第1項の許可申請について2件を議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第18号農地法第4条第1項の許可申請についてご説明します。

7番 転用者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、90㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は露天駐車場です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。地図 1 2 ページをご覧ください。場所は○○になります。申請地の東側がご自宅です。同一敷地内に子供の住居を建築することから敷地が狭くなったため、隣地に駐車場を造成することです。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、8 番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

8 番 転用者 松山市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、1, 2 2 6 m<sup>2</sup>の内 0. 3 3 0 5 m<sup>2</sup>です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は農用地区域内農地。農用地区域は農用地区域内。転用目的は営農型太陽光発電設備です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますが、本日欠席ですので事務局より、確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明します。地図 1 3 ページをご覧ください。場所は○○になります。申請人の○○さんは令和 5 年 1 1 月 2 9 日に開催されました第 5 回農業委員会で太陽光パネルの下部でしきみを作っておりまして、叔父から農地を売買する案件で許可となっております。今回は太陽光発電の経営を叔父から譲り受けて自己転用にて許可を受けようとするものであります。営農型太陽光発電の許可申請でございますので、3 年以内の一時転用の案件となります。下部の営農もきちんとできていることから、特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

転用面積が 1, 2 2 6 m<sup>2</sup>の内 0. 3 3 0 5 m<sup>2</sup>となっているのはなぜなのでしょう。

○事務局

転用面積は太陽光パネルの支柱部分とインバーター等の地面との接地面積となりますので、このような面積となっております。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第19号、農地法第5条第1項の許可申請について1件を議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第19号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

9番 所有者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。〇〇 〇〇さん。申請者 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇 田 161㎡。同所同字〇〇番〇 田 450㎡。計2筆で合計面積は611㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は露天駐車場。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。この案件につきましては令和5年10月5日に開催された第3回総会において、除外意見決定済の案件でございます。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図14ページをご覧ください。すでに除外の申請時にも述べさせていただきましたが、申請地の周りにはすでに申請者が使用しておりまして、申請地は孤立した農地でございますので、周りからの影響もないため特に問題ないと思われます以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、9件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は令和6年2月9日となっております。

以上で第6回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。